

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公開番号】特開2019-26295(P2019-26295A)

【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2017-145348(P2017-145348)

【国際特許分類】

B 6 5 D 85/07 (2017.01)

B 6 5 D 75/20 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 85/16

B 6 5 D 75/20

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月1日(2019.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

吸收性物品と、複数の前記吸收性物品を収容した包装シートと、を有し、

前記包装シートには、内部に収容された前記吸收性物品を視認可能に構成する窓部が形成された吸收性物品の包装体であって、

前記吸收性物品は、前記吸收性物品の厚み方向に積層されており、

前記窓部には、前記吸收性物品どうしの境界に沿う第1方向に延びる目印部が設けられており、

前記目印部は、前記第1方向と直交し、かつ前記厚み方向に沿う第2方向に間隔を空けて複数設けられている、吸收性物品の包装体。

【請求項2】

前記目印部は、前記第1方向に延びる第1柄と、前記第1柄と前記第1方向において隣り合い、前記第1柄と異なる第2柄と、を含んでいる、請求項1に記載の吸收性物品の包装体。

【請求項3】

前記第2方向に隣り合う前記目印部における前記第2柄の前記第1方向の位置は、異なっている、請求項2に記載の吸收性物品の包装体。

【請求項4】

前記目印部の前記第2方向の間隔は、前記吸收性物品の前記第2方向の間隔に対する0.5倍以上2倍以下である、請求項1から請求項3のいずれかに記載の吸收性物品の包装体。

【請求項5】

前記包装シート同士が接合された接合部が設けられており、

前記接合部は、前記吸收性物品の前記第2方向に沿って配置されている、請求項1から請求項4のいずれかに記載の吸收性物品の包装体。

【請求項6】

前記包装シートは、前記厚み方向に沿い、互いに隣接する第1面及び第2面を有し、

前記第2面は、前記吸收性物品を取り出すための開口が設けられているように構成され

ており、

前記窓部は、前記第1面と前記第2面に設けられている、請求項1から請求項5のいずれかに記載の吸収性物品の包装体。

【請求項7】

前記吸収性物品を個別に包装する個包装シートを有しており、

前記個包装シートは、第1個包装シートと、前記第1個包装シートと異なる色又は異なる図柄を有する第2個包装シートと、を有し、

前記第1個包装シートによって包装された吸収性物品と、前記第2個包装シートによって包装された吸収性物品と、が前記厚み方向に隣接している、請求項1から請求項6のいずれかに記載の吸収性物品の包装体。

【請求項8】

前記吸収性物品を個別に包装する個包装シートを有し、

前記吸収性物品は、前記個包装シートと共に、前記吸収性物品の幅方向に沿う一対の幅折り線及び前記吸収性物品の長手方向に沿う一対の長手折り線を基点に折り畳まれている、請求項1から請求項7のいずれかに記載の吸収性物品の包装体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 4】

吸収性物品を個別に包装する個包装シート18は、複数のパターンを有してよい。複数のパターンは、色及び図柄の少なくとも一方が異なるように構成されてよい。例えば、第1個包装シートと、第1個包装シートと異なる色又は異なる図柄を有する第2個包装シートと、を有してよい。第1個包装シートによって包装された吸収性物品と、第2個包装シートによって包装された吸収性物品と、が厚み方向に隣接してよい。すなわち、厚み方向に隣接して配置された吸収性物品は、異なる色又は異なる図柄を有する個包装シート（異なるパターンの個包装シート）によって包装されてよい。個包装シートの色または図柄の違いによって、隣接する吸収性物品の境界を把握し易い。吸収性物品どうしの境界の間隔がより把握し易くなり、吸収性物品の残数を容易に把握できる。